

「NTT労組新聞・退職版」の住所変更、停止依頼への対応及び戻り処理

「NTT労組新聞・退職版」の住所変更、停止依頼への対応及び戻り処理については、3月～4月に行われたブロック会議において、現状と課題並びに今後の対処方向について認識の統一が図られたことから、以下のとおりとする。

1. 転居先不明並びに複数回未達となっているものの処理について

- ① 転居先不明は、新住所が見つかるまでは、未達になるので、一時的に発送停止として処理する。
- ② 複数回未達になっていて未調査のものについては、2か月(6回)をメドに本部において一括停止処理を行う。

2. 組合費システムによる新聞発送住所登録・変更、停止処理について

組合費システムの新聞の発送に関わる住所登録・変更、停止処理は、前1. ②項の本部が行う一括停止処理を除き、総支部に統一して処理することとする。

また、発送停止後、新たに住所が見つかったものについては、次のとおり処理する。

- ① 生協住所を変更する場合には、総支部(生協支部)を通じて、住所変更手続きを行うとともに、復活処理は、組合費システムにより行うため、総支部に申請して対処する。
- ② 労組住所(第二連絡先)を変更する場合には、組合費システムにより変更するため、前①項と同様、処理先を総支部に統一する。
なお、処理が完了したものについては、中央協に必ず報告する。

3. 今回の措置は、5月分の調査依頼から開始することとし、本部が行う一括停止処理の対象者は、調査依頼票に表示する。

4. 組合員・家族から中央本部に連絡のあった発送停止等の処理は、中央協から各支部協に連絡し、これまでと同様の処理とする。

以上